

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

令和3年4月

寝屋川市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、下記の指定障害福祉サービス事業者の指定を令和3年4月15日付けで取り消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人きぼうの家
- (2) 代表者 代表理事 井上 浩昭
- (3) 所在地 寝屋川市桜木町7番11号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションきぼうの家
- (2) 所在地 寝屋川市桜木町7番11号
- (3) 事業種別 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- (4) 指定年月日 平成29年1月1日（居宅介護）
平成29年5月1日（重度訪問介護、同行援護）

3 指定取消の理由

《居宅介護》

(1) 法第50条第1項第3号該当性（人員基準違反）

ヘルパーステーションきぼうの家（以下「事業所」という。）が、事業の指定を受けた平成29年1月1日（以下「指定時」という。）から、令和2年11月までの間において、ア及びイの事由について、人員基準違反に該当する。

ア 常勤で配置するべきサービス提供責任者が配置されておらず、今後も、配置する見込みがないこと。

イ 事業所において従業者を常勤換算方法で2.5以上配置するべきところ、これが配置されておらず、今後も、配置をする見込みがないこと。

(2) 法第50条第1項第4号該当性（運営基準違反）

アからウまでに掲げる事由について、運営基準違反に該当する。

ア 管理者においては、事業所の従業者及び業務の一元的な管理を行うべきと

ころ、指定時から令和2年11月までの間、これらがなされていなかったこと。

イ サービス提供責任者においては、居宅介護計画作成のための一連の業務、利用の申し込みに係る調整、従業者への技術指導等を行わなければならないところ、指定時から令和2年11月までの間、これらが行われていなかったこと。

ウ 運営規程には、事業所のサービスの提供内容を記載すべきであるが、サービスの提供内容として記載がされていない「乗降介助」について、サービス提供を行っていたこと。

(3) 法第50条第1項第5号該当性（不正請求）

サービス提供の実態がない事例又は実態と異なっている事例について、本事業者の代表者が介護給付費を請求し、これを受領したことは、同項第5号に該当する。

《重度訪問介護》

- (1) 上記居宅介護(1)に掲げるとおり、法第50条第1項第3号に該当する。
- (2) 一体的に運営している居宅介護において法第50条第1項第4号及び第5号に該当する違反行為を行ったことについて、法第50条第1項第9号に該当する。

《同行援護》

- (1) 上記居宅介護(1)に掲げるとおり、法第50条第1項第3号に該当する。
- (2) 一体的に運営している居宅介護において法第50条第1項第4号及び第5号に該当する違反行為を行ったことについて、法第50条第1項第9号に該当する。